

介護福祉士修学資金

養成校卒業後の各種手続きに関する手引き

介護福祉士修学資金は、みなさんが養成校に在学している間、貸付していたもの**貸付金**ですから、卒業時点には奈良県社会福祉協議会に債務（借金）があることになります。

卒業後、奈良県内の福祉施設などで引き続き5年間介護業務に就き、随時必要な書類を提出することによってはじめて**返還免除**を受けることができます。

返還免除のすべての手続きが完了するまで、この手引きにそって必要な各種手続き（申請・届出等）を期日までにあなたが責任を持って行ってください。行わない場合は**返還**を求められることとなりますので、ご注意ください。

- ◆ 転退職・転居・改姓等、手続きについて不明なことがあれば、自己判断せず本会へお問い合わせください。
- ◆ 様式は、コピーして使用してください。また、本会ホームページからダウンロードして使用することもできます。
- ◆ 貸付要綱、貸付細則は、本会ホームページに掲載しておりますのでご確認ください。今後改正が生じた場合は、ホームページにて随時案内しますのでご確認ください。

【書類提出先・問い合わせ先】

社会福祉法人奈良県社会福祉協議会 生活支援課

〒634-0061 橿原市大久保町320-11 奈良県社会福祉総合センター内

T E L 0744-29-0100(代) ホームページ <https://nara-shakyo.jp/>

この手引きは、返還免除又は返還完了になるまで必ず大切に保管してください。

修学生番号		氏 名	
-------	--	-----	--

令和6年12月

社会福祉法人奈良県社会福祉

1. 返 還 免 除 の 要 件

介護福祉士修学資金は、次の要件を満たし、必要書類を提出することにより返還免除を受けることができます。

- (1) 養成施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行い、介護福祉士として、奈良県内の返還免除対象業務に従事

返還免除対象業務とは

・介護福祉士として、奈良県内（国立障害者リハビリテーションセンター、国立児童自立支援施設等において業務に従事する場合は全国の区域とする。）において、昭和63年2月12日社庶第29号社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」に定める職種または当該施設の長の業務をいう。

たとえば・・・

- (例) ・奈良県内の特別養護老人ホームで介護職員として勤務する。
・奈良県内の老人デイサービスセンターの介護職員として勤務する。
・奈良県内の指定居宅サービスの訪問介護員として勤務する。

- (2) 介護福祉士の登録日と返還免除対象業務に従事した日のいずれか遅い日の属する月以降、5年間引き続き介護福祉士業務に従事

2. 卒業後の手続きの流れ

1. 養成校を卒業



2-1. 奈良県内の介護の事業所などへ就職、
返還免除対象業務に従事



2-2.
返還免除対象業務
に従事
(2年目以降)

2-3. 他の事業所へ転職

2-4. 勤務先を退職

2-5. 改姓又は転居

2-6. 産休、育休又は休職



3. 引き続き5年間従事



返 還 免 除

3. 必要な提出書類及び期限

1. 養成校を卒業

内 容	卒業の報告
提出期限	養成校から卒業後提出
提出の流れ	養成校 ⇒ 本会
提出書類	1. 卒業届（第15号様式）

2-1. 介護の事業所などへ就職、介護福祉士業務に従事【1年目】

内 容	返還猶予申請及び就職・介護福祉士登録の報告
提出期限	資格登録証が届いたら1月以内
提出の流れ	修学生 ⇒ 本会
提出書類	1. 修学資金返還猶予申請書（第9号様式） 2. 業務従事届（第10号様式） 3. 資格登録届（第16号様式） 4. 資格登録証のコピー

2-2. 介護福祉士業務に従事【2年目以降】

内 容	介護福祉士業務に従事した報告
提出期限	毎年4月30日
提出の流れ	修学生 ⇒ 本会
提出書類	1. 業務従事期間証明書（第11号様式）
注意事項	前年4月から3月まで介護福祉士業務に従事した報告です。

2－3．他の事業所へ転職

内 容	勤務先を変更した報告
提出期限	転職後 1 ヶ月以内
提出の流れ	修学生 ⇒ 本会
提出書類	1. 業務従事先変更届（第13号様式） 2. 転職前に勤務していた法人の業務従事期間証明書（第11号様式）
注意事項	貸付金を返還免除されるには、 <u>引き続き5年間従事することが条件であるため、転職までに期間が空いた場合は貸付金を返還していただくことになりますのでご注意ください。</u>

2－4．勤務先を退職

内 容	勤務先を退職した報告並びに貸付金の一部返還免除申請及び返還
提出期限	退職後、速やかに <u>本会へご連絡ください。</u>
提出の流れ	本会 ⇒ 修学生 ⇒ 本会
提出書類	【2年以上従事した場合】 1. 業務従事期間証明書（第11号様式） 2. 修学資金返還免除申請書（第8号様式） 3. 本会が指定する書類 【2年未満従事した場合】 1. 本会が指定する書類
注意事項	2年以上従事した：貸付金の一部返還免除と残額の返還 2年未満従事した：貸付金全額返還

2-5. 改姓又は転居

内 容	氏名又は住所が変わった報告
提出期限	変更後 1 ヶ月以内
提出の流れ	修学生 ⇒ 本会
提出書類	1. 氏名等変更届（第12号様式） 2. 変更内容が確認できる公的書類（住民票等）
注意事項	・ 変更内容が確認できる書類を必ず添付してください。 ・ 氏名、住所は、貸付金の返還が免除されるまで、本会が様々な書類を送付する際に必要な情報ですので、必ず提出してください。

2-6. 産休、育休又は休職

内 容	介護福祉士業務を中断する申請
提出期限	産休等開始後、速やかに <u>本会へご連絡ください。</u>
提出の流れ	本会 ⇒ 修学生 ⇒ 本会
提出書類	1. 修学資金返還猶予申請書（第9号様式） 2. 業務従事期間証明書（第11号様式） 3. 本会が指定する書類
注意事項	介護福祉士業務に従事していない間は、5年の返還免除対象業務に従事した期間にカウントされません。

3. 引き続き5年間従事

内 容	介護福祉士業務に従事した報告及び返還免除申請
提出期限	5年間従事後 1 ヶ月以内
提出の流れ	修学生 ⇒ 本会（貸付事業事務センター）
提出書類	1. 修学資金返還免除申請書（第8号様式） 2. 業務従事期間証明書（第11号様式）
注意事項	返還が自動的に免除されません。返還免除申請が必要です。